

従業員・パート・アルバイトの方の突然の病気・ケガでお悩みではありませんか

団体

ケガ・病気入院補償制度 ～業務災害総合保険～

(業務災害補償特約、疾病入院医療費用補償特約 等セット)

病気やケガで治療・入院されたとき

医療費の自己負担分の他、差額ベッド代・食事療養費諸雑費などを補償します。
(病気入院の場合)

- 事業主・従業員・パート、アルバイトの方にも適用します
- 法人契約の場合、保険料は全額損金扱いとなり、経費処理できます
- 法人・お店単位でのご加入、売上高で保険料が決まります
- 従業員・パートの方など無記名で補償しますので人数は問いません



最終的なパンフレットではありません

全国飲食業組合 事業主・従業員の方のための
ケガ・病気入院補償制度のご案内 ～AIUの業務災害総合保険～

貴店では従業員・パート・アルバイト様向けの福利厚生の促進を、取り組むべき重要課題のひとつに位置付けておられることと存じます

そこで、今回、魅力的な補償をお届けする制度として、AIU損害保険㈱の「ケガ・病気入院補償制度」をご案内させていただくこととなりました。

この保険は、全国で一定以上の組合員様をご加入されることにより、個別にお申しいただくより、事業者数割引で割安な保険料でご加入いただければ、さらに、各種サービスもご利用いただけるなどのメリットがございます。

ぜひ、ご加入をご検討いただき、従業員・パート・アルバイト様の福利厚生の充実にご活用いただければ幸いです。なお、このご案内は保険商品の概要をご説明したものです。詳しくはパンフレットなどをご覧ください。

全国飲食業生活衛生同業組合連合会

〒105-0004 東京都港区新橋 6-8-2 全国生衛会館 5F 電話 03-5402-8630 Fax03-5402-8629

全国飲食業組合 事業主・従業員の方のための ケガ・病気入院補償制度のご案内 ~AIUの業務災害総合保険~

「ケガ・病気入院補償制度」の特長 (地震・噴火・津波危険補償特約セット)

- この保険は、法人、お店単位のご加入となり、保険料は売上高で決まります。年齢・性別に関わりなく、事業主、常勤*の法人役員・社員、常勤パート・アルバイトが対象となります。従業員の方を無記名で補償いたしますので、人員の増減、入れ替わりがあっても自動的に補償されます。
*常勤とは、病気を被った時の直前6か月における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合があります。
- ケガはもちろん、病気による入院時の健康保険などの自己負担分(30%)*1、先進医療費用*2、差額ベッド代などの実際に負担した費用を補償します。
【※1 健康保険の高額療養費、付加給付を差し引いた額をお支払いします。
※2 先進医療に要した「技術料」「交通費」は、日帰り入院または通院の場合も、補償対象となります。】
◆ 例えば病気入院のお支払い例 (肺炎で5日間入院の場合) では、
- ケガや死亡の場合、地震、津波、噴火などの天災による場合も補償されます。
- 保険料は、団体契約において保険期間開始日時時点の加入事業者数が5社(店)以上の場合に適用され割安です。
- 法人が契約者の場合、保険料は全額損金扱いとなり、経費で処理出来ます。病気補償の保険金は、病気を被った本人に支払われます。

① 入院診療費(医療費の3割自己負担分)……51,730円
 ② 食事療養費……3,900円 ③ 差額ベッド代*(119,000×5日)……45,000円
 ④ 消費税……2,250円 ⑤ 諸雑費(111,100円×5日)……5,500円
 ※1万円×入院日数の金額を限度に自己負担された額をお支払いします。

保険金支払額合計
108,380円



おすすめする補償内容例

本制度でおすすめする補償内容の一例

(売上高4,000万円未満、保険料12,170円の場合)内容を変更すると保険料が変わります。別途、無料にてお見積もりいたします。

24時間補償	補償	疾病入院医療費用補償保険金 (1泊2日以上(注)) ※	50万円限度(365日程度)
	ケガの補償	医療費用補償保険金	100万円限度(365日程度)
		入院補償保険金	1日につき5,000円(180日程度)
		手術補償保険金 (1事故につき1回)	手術時の入院の有無に応じて 入院中 5万円 入院中以外2.5万円
		後遺障害補償保険金 (1~14級)	障害等級に応じて500~20万円
		死亡補償保険金	500万円
	使用者賠償責任限定補償保険金 (死亡のみ補償) ※	1名/1災害 500万円限度	

(注) 先進医療に要した「技術料」「交通費」は、日帰り入院または通院の場合も、補償対象となります。
 ※健康保険の高額療養費、付加給付を差し引いた額をお支払いします。

ご加入組合員様のメリット

付帯サービス その1 内容

団体加入の事業主、従業員様、ご家族に対して以下サービスを提供します。

① ハロー健康相談24 (24時間電話健康相談サービス)

24時間年中無休で、健康、医療、介護、育児、メンタルヘルスなどのご相談に、相談スタッフ(医師、保健師、看護師など)がお電話でアドバイスします。事業主・役員・従業員およびそのご家族(配偶者ならびに被扶養者)の方がご利用いただけます。

② メンタルケア カウンセリングサービス

全国各地のカウンセリングルームにて、心理カウンセラーによる面談カウンセリングをご提供します。お一人様年間3回まで無料でカウンセリングが受けられます。事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

③ セカンドオピニオン アレンジサービス

日本の医学界の各専門分野を代表する医師※(総合相談医※)が現在の診断に対する見解、今後の治療方針・方法について意見(セカンドオピニオン)を提供します。総合相談医※の判断により高度な専門性が求められる場合には、優秀専門医※の紹介(紹介状の作成)もします。事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。 ※ティーバック株式会社の用語定義です。

付帯サービス その2 携帯カード

団体加入の事業主、従業員様に対して、本サービスご案内いただく際に、ご活用いただけるカード・チラシを用意しております。

- (注1) 本サービスは、ティーバック株式会社に委託してご提供します。サービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。
- (注2) 国外で発生した症状や受けた治療等に関する相談および国外からの相談等はお受けできません。
- (注3) ご相談者の状況または相談の内容により、相談を制限または停止させていただく場合があります。
- (注4) サービスのご利用にあたっては諸条件がありますので、ご利用の際にお電話でご確認ください。
- (注5) サービスの提供にあたり取得した情報はご契約者に開示することはできません。



団体加入による保険料の割引率 全国合計の加入組合員数です

加入組合員数	割引率
1000 店以上	30%
500 店以上	25%
100 店以上	20%
50 店以上	15%



より多くの組合員様にご加入されることで、より割安に、ご加入いただけます。

募集開始より保険開始までの間加入された人数により割引率が決まります。割引率は保険開始時に、適用されます。



月間保険料

年間の売上高 4,000万円未満は同額です。以下は目安で、左ページ下の補償内容により保険料が決まります。面談で見積もり金額をお出しします。

年間売上高	月間保険料
4,000万円未満	12,170円
30%割引の場合	8,570円

保険料は加入組合員数で最大30%割引
 この補償には、ケガ死亡・後遺障害が500万円、治療実費100万円限度(1回につき)病気の治療実費50万円(1回につき)が支払われます。※売上高4,000万円以上の場合は別途お見積もりとなります。

安心が得られます。

ご加入にあたってお知らせ・ご注意

① 保険金をお支払いできない場合

ご注意 保険期間の開始前に発病していた病気の治療を目的とする入院は保険金のお支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。

▲ 保険期間開始前の発病については、次のいずれか早い日を発病日といたします。
 ①本人の自覚症状があった時(自己申告) ②治療が始まった日 ③病気が発見された健康診断などを受けた日

② 保険金をお支払する場合

保険金のお支払いの対象は、保険期間の開始後に発病した病気の治療を目的とする入院です。

▲ 次の①②③いずれもが保険期間開始日以降である場合となります。
 ①本人の自覚症状があった時(自己申告) ②治療が始まった日 ③病気が発見された健康診断などを受けた日

※ご契約を継続いただいた場合は、最初のご契約の保険期間の開始日とします。ご契約を途中で解約し、再びご契約いただいた場合は、あらたにご契約いただいた保険期間の開始日をいいます。保険期間の途中で加入された方(例:新入社員など)については、加入された日をいいます。

◆既に発病していた病気であっても、保険期間開始日から2年を過ぎた翌日以降に保険金をお支払いする事由に該当した場合は、お支払いします。

このご案内は保険商品の概要をご説明したものです。詳細については、パンフレットなどをご覧ください。取扱代理店またはA I U損害保険株式会社にお問い合わせください。
 ご契約に際しては、事前に「重要事項説明書(契約概要、注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

■ AIU 損害保険株式会社 損害保険募集人について
 AIU 損害保険株式会社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

料金受取人払郵便

芝局承認

0000

POST CARD

1 0 5 8 7 9 0

(受取人) 245
 東京都港区新橋 6-8-2
 全国衛生会館5階

差出有効期限
 平成27年3月
 31日まで

全国飲食業生活衛生同業組合連合会
 業務災害総合保険係 行



業務災害総合保険について

全国飲食業生活衛生同業組合連合会業務災害総合保険係 御中

このハガキを切り取ってお出ください【切手不要】
 資料のご請求、ご相談、お見積もりは無料です

1) 資料を送ってください 2) 来店して詳しく説明してください

店名	宛先員数	名
フリガナ	万上台	万円
代表者名		
フリガナ		
ご住所	〒	都道府県
電話番号	()	-
ご意見・ご要望事項		

◀左に必要事項を書き入れて、ハガキで投函(切手不要)されるかこのページを下記番号にFAXしてください。

詳しい資料のご請求は

FAX 03-5402-8629

全国飲食業生活衛生同業組合連合会まで

お問合せ

平成 26 年 1 月

全国飲食業生活衛生同業組合連合会

電話 03-5402-8630 Fax 03-5402-8629

●引受保険会社

AIU損害保険株式会社

東京第五支店 営業一課 担当 秋元
 〒163-0814 東京都新宿区西新宿 2-4-1
 新宿 NSビル 14 階

電話 03-5320-2561 Fax 03-5320-2581

●取扱窓口

カンエーインターナショナル株式会社

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-36-4
 全理連ビル2階

電話 03-3320-3448 Fax 03-3320-1274

取扱代理店

団体で割安 ケガ・病気入院補償制度

全飲連様 AIUの業務災害総合保険の概要

この保険は従業員の福利厚生対策に最適の魅力的な保険で、全飲連加盟の組合員様に適応した保険です。従業員数に関係なく、売上高で保険料が決まる画期的な保険です。

お店単位での加入。売上高で保険料が決まり、従業員・パート・アルバイトの数は問いません。

1. 法人、お店単位での加入です。保険料は売上高で決まり、従業員数は問いません。従業員の増加、入れ替わりは関係なく、従業員の明細も不要です。
2. 店主、従業員その他、お仕事に係る店主の家族、パート、アルバイトの方も含まれます。無記名で、年齢、性別は問いません。

補償内容はこんなに充実しています

1. 病気の場合の補償内容は、1泊2日以上健康保険などの自己負担金（通常30%）差額ベッド代、食事療養費、諸雑費などです。例えば肺炎で5日間入院しますと、合計で、108,380円の補償【実費払い】が受けられます。

①入院診療費（自己負担3割として）	51,730円	合計 108,380円
②食事療養費	3,900円	
③差額ベッド代	45,000円	
④消費税	2,250円	
⑤諸雑費（1,100円×5日間）	5,500円	

2. ケガの場合の補償内容は、健康保険などの自己負担金（通常30%）、差額ベッド代、食事診療費、諸雑費などの治療実費が支払われますが、その他

- ①地震、津波、噴火などの天災によるケガも補償されます。
- ②労災の認定を待たず、保険金が支払われます。

3. 毎月の保険料は、年間の売上高により決まります。売上高が4,000万円未満の場合、保険料は同一で、月額、12,170円。補償内容は以下の通りです。

本制度でおすすめする補償内容の一例

(売上高4,000万円未満、保険料12,170円の場合)内容を変更すると保険料が変わります。別途、無料にてお見積もりいたします。

24時間補償	ケガの補償	疾病入院医療費用補償保険金 (1泊2日以上(注)) ※	50万円限度(365日程度)
		医療費用補償保険金	100万円限度(365日程度)
		入院補償保険金	1日につき5,000円(180日程度)
		手術補償保険金 (1事故につき1回)	手術時の入院の有無に応じて 入院中 5万円 入院中以外2.5万円
		後遺障害補償保険金 (1~14級)	障害等級に応じて500~20万円
		死亡補償保険金	500万円
使用者賠償責任限定補償保険金 (死亡のみ補償) ※		1名/1災害 500万円限度	

4. 保険料の割引

全国で1,000店以上の加入がありますと、保険料が3割引の8,570円となります。

500店以上で25%、100店以上で20%、50店以上で15%の割引です
※売上高4,000万円以上の場合は別途お見積もりとなります。

◎例えば、店主・従業員・パートの方が10人の場合、保険料3割引の場合で
お1人当たり、月額857円（5人の場合、月額1,714円）で、
大きな補償と安心が得られます。

●現在、店主、従業員様が個々でご加入の保険料を合算した金額と比較しますと、
この保険の保険料の割安さが、お分かりいただけます。

5. 保険金は基本的には本人に支払われます。AIUの他団体の実績では5～10人の規模店の加入率が最も高くなっております。
6. 医療費用補償保険金（ケガ）として、100万円限度で、入院しなくても治療実費を実費補償いたします。

募集と管理業務はAIUと、全国のAIUの営業社員がすべて行います

1. パンフレットなどにより資料請求、訪問の希望店を募り、ハガキ、FAXによる返信を基にします。組合員名簿をいただければ、電話によるご案内もいたします。
2. 募集活動は、全国の指定代理店及び社員が担当します。集金は自動引き落としです。
3. 前述の保険料は目安で、補償内容により決まります。AIUの営業社員による、加入希望事業主様との面談で、制度説明、保険料の見積（無料）から契約となります。
4. ケガ・病気が発生した場合、全国のAIUの指定代理店および社員、もしくは、24時間対応のAIU事故受付センターが速やかに対応いたします。

加入者数により、さらに保険料の大幅割引、付帯サービスもあります

1. **団体加入で多く加入されるほど保険料の割引率が増加します。15～30%割引。**

加入者数	1000店以上	500店以上	100店以上	50店以上
割引率	30%	25%	20%	15%

申込開始から保険開始まで2～3ヶ月間ありますが、この割引率は保険開始時に上記の加入者数に応じて適用されます。現在実施中の他の保険や、この保険の有利性を考慮しますと、全国で1,000店以上の加入は、それほど難しい数字とは思われません。

2. **付帯サービス**として、各種相談サービスが受けられます。詳しくはパンフレットご参照
①ハロー健康相談24（24時間電話健康相談サービス）
②メンタルケア カウンセリングサービス
③セカンドオピニオン アレンジサービス など
3. 法人契約の場合、保険料は全額、損金扱いとして経費で処理できます

今後のタイムスケジュールと組合様の業務負担など

1. 全国理事会で承認されましたので、1月中にパンフレット配布、全飲連新聞紙上での広告掲載を行い、来年の4月をメドにスタート、**募集の開始から保険開始までの間の加入者数により割引率を適用し、保険開始時には割引保険料となります。**
保険料は月払いですので、保険開始後の途中加入もお受けいたします。
2. 制度説明、保険料見積、契約、集金、事故処理、保険金の支払いはすべてA I Uで行ない、**全飲連様、各県組合様、支部様での募集、集金などの作業やお手間はありません。**
3. パンフレット印刷代、送料はA I U側の負担。**全飲連、各組合様の金銭的負担はありませんが、各県組合様には組合員様へのパンフレットの配布をお願いいたします。**
4. 全飲連・各県組合様には合計で、事務手数料として**総保険料の5%相当金額**をお支払いいたします。
5. この保険の有利さをご活用されれば、**非組合員の組合加入促進**にも役立ちます。通常の保険料が、組合員になることで、最大30%の割引が受けられることを強調していただければ、組合加入者は増えます。
A I Uが契約している「法人会」では、着実に新規加入社が増えております。

●**組合様に経費がかからず、募集や集金、帳簿つけなどのお手間もなく、事務手数料(保険料の5%)が支払われます。**

この保険を、ぜひご採用に向けてご検討いただきたくお願い申し上げます。

平成25年12月 全国飲食業生活衛生同業組合連合会
〒105-0004 東京都港区新橋6-8-2
電話03-5402-8630 Fax03-5402-8629

企 画 カンエーインターナショナル株式会社
〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4
電話03-3320-3448 Fax03-3320-1274

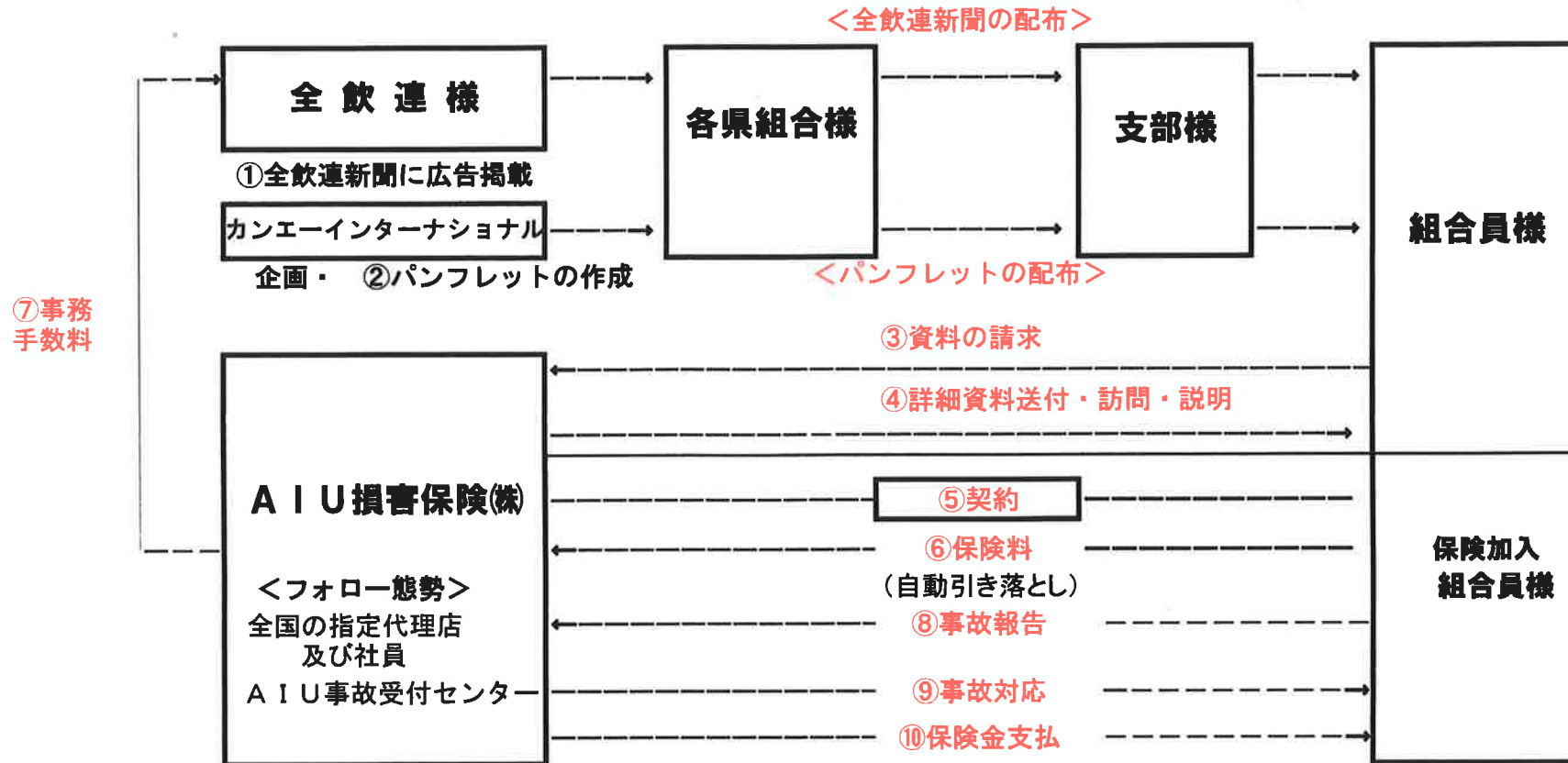
◎AIU損害保険株式会社について

世界の保険会社でトップのAIG傘下、日本法人 本社:千代田区丸の内 社長:小関 誠
設立:1946年 資本金:108億円 従業員数:3,300人 全国の営業所数:120
代理店数:6,358 元受正味保険料:2,427億円 2015年富士火災海上保険(株)と
合併の予定です。

団体 ケガ・病気入院補償制度

従業員様の福利厚生対策保険

業務災害総合保険の流れ



◎制度説明・契約・集金(自動引き落とし)・事故対応・保険金の支払いまで、全てAIU損害保険(株)が行いますので全飲連様、各県組合様、支部様のお手間は一切ありません。総保険料の5%相当分を事務手数料としてお支払いいたします。当初のパンフレットの配布と趣旨徹底のご協力をお願いいたします。

◎タイムスケジュール(予定)

平成25年12月 全国理事会で承認の後、パンフレットを作成して、組合、支部を通じて組合員様に配布

平成26年 1月 全飲連新聞紙上で、案内記事と広告掲載

平成26年 1月～資料請求のあった組合員様に全国のAIU損害保険会社の社員が説明に訪問。見積もりの提出(無料)と契約

平成26年 4月～保険開始。保険料は毎月、自動引き落としになります。

平成26年 4月～途中加入もできます。